

# いじめ経験およびいじめ対策への意識に関する調査 ～学生アンケートより～

中山 万里子<sup>§</sup>

## A Report on the Experience of Bullying and the Attitudes toward Measuring Bullying — A Questionnaire Investigation of Students —

Mariko Nakayama

### ○調査の目的

いじめを受けていた滋賀県大津市の市立中学2年の男子生徒が自殺した事件（2011年10月）をきっかけに、子どものいじめ問題への社会的関心が再燃している。子どものいじめは昔からあったものだが、時代とともにその有り様および子どもを取り巻く環境は変容しており、実態に即した対策を講じて取り組む必要がある。

児童・生徒としての学校生活を終えて比較的年数の浅い学生たちのいじめ経験およびいじめ対策への意識は、現代のいじめ実態を把握し、解決の手掛かりを探る上で貴重な資料となる。一方、調査対象者である学生は、教職・福祉職・医療看護職の養成課程にあり、近い将来、それぞれの現場で、いじめ問題に直面する子どもたちや保護者を専門家の立場から指導・援助することとなる。本調査およびレポート作成（\*1）等を通じ、自身の子ども時代のいじめ経験を振り返るとともに、次代を担う専門家として現

---

<sup>§</sup>白鷗大学教育学部

代の子どものいじめ・暴力問題に対する関心を深め、援助技術を研鑽・更新する自覚を高めてほしいと考えた。また、本調査で得られた結果が、専門家養成およびいじめ対策・取組みの一助となるべく願いを込めて、本調査を実施した。

## ○調査の概要

### 1. 調査の対象者

関東地方の2校（大学・専門学校）に在籍する教育・福祉・医療看護を専攻する学生145人（大学生107人および専門学校生38人）。男子学生21人（14.5%）、女子学生124人（85.5%）。

### 2. 調査の時期

2012年（平成24年）9月下旬～10月上旬。専門学校生は9月下旬、大学生は10月上旬に実施した。

### 3. 調査の方法

質問紙法による無記名式の集合調査。調査終了後、回答者本人が四つ折りした調査票をランダムに袋に投入してもらい、調査実施者（筆者）が回収した。回収数145票。有効回収率100%。

### 4. 調査の内容

(1)いじめ被害経験の有無・頻度、(2)いじめ被害の時期・場面・内容・加害者、(3)いじめ被害時の相談の有無と効果、(4)いじめ加害経験の有無・頻度、(5)学校内のいじめ対策・取組への意識。

(1)～(5)につき全13の質問を選択回答式で行った。一部の質問では、「回答の理由」、「その他」の項目で自由回答式の記述（\*2）を求めた。

### 5. 倫理的な配慮

本調査は、調査対象者の学生に「いじめ」という辛く苦しい被害および加害経験を想起の上、回答してもらうことに配慮し、調査に当たっては、無記名式を採用、性別・年齢を問わなかった。なお、調査票は、後日シュ

レッダー裁断の上、廃棄処分とする。また本稿では、個人が特定されぬよう学生が所属する教育機関名・その専攻名を非公開とした。

## 6. 用語の定義

調査に当たっては、「いじめ」(bullying)の定義として、文部科学省による「いじめの定義(\*3)」(平成18年度の同省のいじめに関する調査以降の定義)を採用した。調査対象である学生には、調査直前、同定義をプリント配布の上、内容を説明した。他のアンケート質問文については、わかりにくい表現等を口頭で説明した。

### ★いじめ(文部科学省の定義)★

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」  
文部科学省・平成18年度間の調査より

## ○調査の結果と分析

### 1. いじめ被害の経験について

#### いじめられた経験があるか？

「これまでの人生でいじめられたことがありますか」と、アンケートの選択肢の中から1つを回答するよう求める質問に対し、「頻繁にいじめられた」学生は5人(3.4%)、「いじめられたことは数回あった」と回答した学生が30人(20.7%)、「いじめられたことは1・2回あった」は53人(36.6%)であった。一方、「いじめられたことはない」と答えた学生は56人(38.6%)、無回答は1人(0.7%)であった。

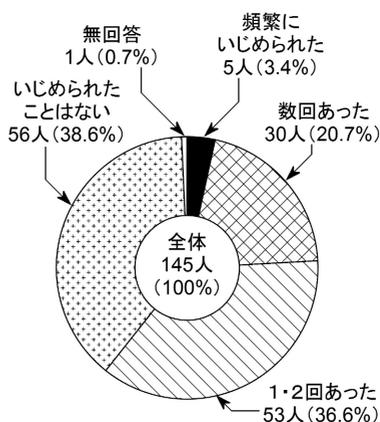


図1. これまでいじめられた経験があるか？

「(頻度・回数にかかわらず) いじめられた経験がある」学生は88人で、全体(145人)の6割(60.7%)であった。これに対し、「いじめられた経験がない」学生は4割弱という結果であった。

「(頻度・回数にかかわらず) いじめられた経験がある」学生は88人で、全体(145人)の6割(60.7%)であった。これに対し、「いじめられた経験がない」学生は4割弱という結果であった。

#### どの時代にいじめられたか？

「いじめられたことが(一度でも)ある」と答えた88人に、「いじめられたのは、次のどの時代ですか」と、選択肢の中から尋ねた(複数回答)。

結果は、53人が回答した「中学生」時代が最も多く、次いで「小学5～6年生」32人、「小学3～4年生」21人、「高校生」16人、「小学1～2年生」7人、「小学生になる前」7人の

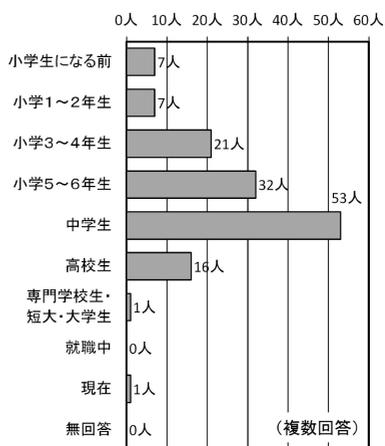


図2. いじめられたのはいつか？

順であった。また、「(過去在籍した) 専門学校生・短大・大学生」時代は1人で、「現在」と回答した学生も1人いた。「就職中」は0人、「無回答」は0人だった。

「いじめられたことがある」全88人のうち、60.2%が「中学生」時代にいじめを受けており、36.4%が「小学5～6年生」、23.9%が「小学3～4年生」、18.2%が「高校生」時代の被害を回答した。3人に2人が「中学生」時代、3人に1人が「小学校5～6年生」、4人に1人が「小学校3～4年生」、5人に1人が「高校生」の時代にいじめられたことになる。

「小学3～4年生」～「高校生」時代のいじめ被害は、全138回答の88.4%を占め、「小学5～6年生」～「中学生」時代に限ると61.6%であった。

また、「いじめられたことがある」88人中33人(37.5%)が複数の時代にいじめられていた。そのうち、3つの時代を回答したのが11人、4つの時代でいじめられた学生も3人いた。人間環境が変化(進級、クラス替え、進学等)しても、その都度新たにいじめを受けたことになる。

### よくいじめられたのはどのような場面か？

いじめ被害にあった人に「いじめられていたのは、どのような場面が多かったですか」と質問した(選択式・複数回答)。

最も多かったのは「学校の休み時間」で全88人中59.1%を占める52人が回答した。第2位は「部活動」27人(30.7%)、第3位が「授業中」13人(14.8%)で、以下「学校の給食の時間」11人(12.5%)、「登下校中」10人(11.4%)、「自習時間」6人(6.8%)、「遠足・宿泊行事・修学旅行」5人

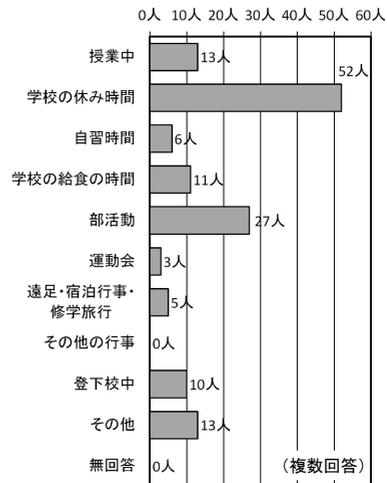


図3. どのような場面でいじめられたか？

(5.7%)、「運動会」3人(3.4%)と続く。「その他」13人(14.8%)の自由記入欄には、「掃除中」(2人)、「通っていたスポーツ」(1人)、「トイレ」(1人)、「友だちの家」(1人)、「育成会」(1人)があった。

教師や大人の目が届きにくい「休み時間」や「部活動」の回答数が多いのは想定内であったが、教師がいる「授業中」によくいじめられた学生が少なくないことがわかった。

また、「その他」の中には、「学校にいる時」(1人)、「学校生活全部」(1人)との自由記入があった他、いじめられた場面を複数回答した学生は29人(33.0%)で、4場面を回答した学生が2人、5場面が2人、8場面も1人いた。このように回答した人は、その時期の学校生活のほぼ四六時中いじめを受けていたと推測される。

### 誰からいじめられたか？

「いじめていたのは、どのような人でしたか」と尋ねたところ(選択式・複数回答)、いじめられた人(88人)の67.0%(59人)が「クラスの同級生」、30.7%(27人)が「部活動の同級生」、14.8%(13人)が「それ以外の同級生」と答え、全回答数123件中99件が「同級生(=同学年)」で、全体の81.1%を占めた(異年齢間一主として年長児から年少児へのいじめ・暴力が多い児童養護施設など児童福祉施設とは対照的である)。以下、9.1%「部活動の上級生」(8人)、9.1%「それ以外の上級生」(8人)、4.5%「下級生」(4人)、3.4%「近所の子ども」(3人)と続いた。

「同級生」の中でも、同じ学校に通う「クラスの同級生」からのいじめが

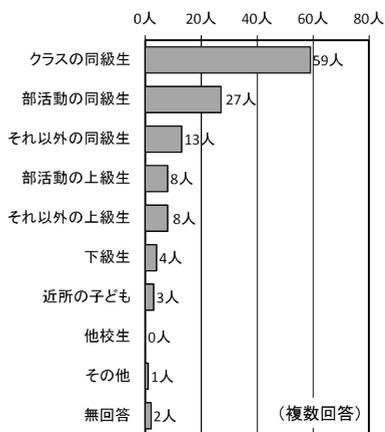


図4. 誰にいじめられたか？

極めて多いことは、クラス（学級）で過ごし、クラス単位で行動することの多い学校生活自体、いじめられている子にとって大きな苦痛であることを物語る。

### どのようないじめを受けたか？

いじめられた人（88人）に「あなたが受けたいじめはどのようなものでしたか」と質問し、全員から計199件の回答があった（選択式・複数回答）。（ ）の中は全199回答に占める百分率である。

まず、身体的暴力に類するいじめである。「殴られる」と回答した学生が4人（4.5%）、「叩かれる」が5人（5.7%）、「蹴られる」6人（6.8%）、「窒息させられる」0人（0.0%）、「嫌なものを飲食させられる」0人（0.0%）、「狭い所や暗い所に閉じ込められる」1人（1.1%）、「その他の身体的いじめ」は2人（2.3%）の回答があった。

次に、性的暴力に類するいじめは、「服を脱がされる」が2人（2.3%）、「その他の性的いじめ・嫌がらせ」0人（0.0%）であった。

また、精神的暴力に類するいじめとして、「無視・仲間外れ」と答えた学生は64人（72.7%）、「暴言や嘲笑（悪口・嫌味を言われる、馬鹿にされる）」が42人（47.7%）、「陰口・うわさを流される」50人（56.8%）、

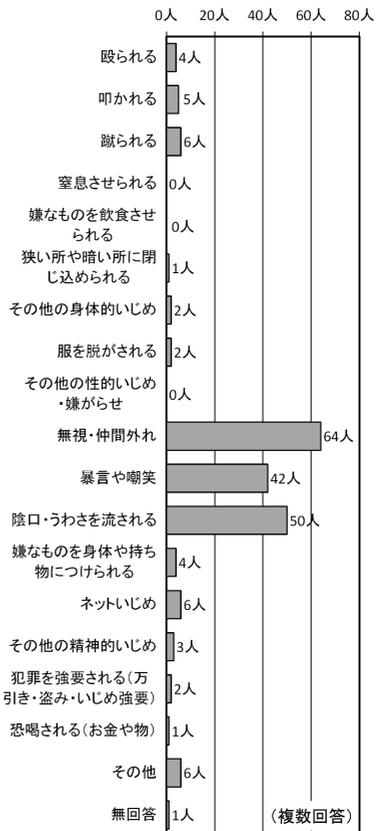


図5. どんないじめをされたか？

中山 万里子

「嫌なものを身体や持ち物につけられる」が4人(4.5%)、「ネットいじめ」6人(6.8%)、「その他の精神的いじめ」3人(3.4%)だった。

さらに、犯罪強要・恐喝に類するいじめは、「犯罪を強要される(万引き・盗みの強要、他の子へのいじめの強要、その他)」2人(2.3%)、「恐喝される(お金や物を恐喝される)」1人(1.1%)だった。

「その他」6人(6.8%)、「無回答」は1人(1.1%)だった。

なお、自由回答として以下のものがあった。

「服を脱がされる」の自由記述

「(服脱がしは)ズボン下ろし程度だったけど」

「その他の身体的いじめ」の自由記述

「上履きに画びょうを入れられた」「足をひっかけられる、コケるよ」

「その他の精神的いじめ」の自由記述

「ネームプレートを落とされた」「ちぎった消しゴムを投げられる」

「学校近くのアスレチックに名前とか悪口を書かれる」

「その他のいじめ」の自由記述

「自分の持ち物をかくされた」「もちものをかくされる」

「持自物破壊」「ものをこわされる」「もの関係」

「付き合っている人をとられた」

「ネットいじめ」の自由記述

①「ひとりごとへの悪口」

①はツイッターの書き込みへの中傷と推測される。

「精神的暴力」に類するコミュニケーションの嫌がらせ(「無視・仲間外れ」、「暴言や嘲笑」、「陰口・うわさを流される」、「ネットいじめ」)を合わ

せると162件で、全回答数199件の81.4%に相当する。一方、少数ではあったが、「身体的暴力」、「性的いじめ・嫌がらせ」に分類される回答もあり、「犯罪の強要・恐喝」被害に合った学生もいた。

いじめの国際比較研究を行った森田は、「文化の差異」を超えて、世界各国の子どものいじめに「驚くほど共通する特徴」の一つとして、「男子は身体的被害を与えるようないじめを行い、女子は人間関係に絡んだ精神的ないじめを行う傾向が強い」と報告している（森田・他、1998）。本調査の回答者は女子学生が85.5%（123人）を占めることから、「精神的暴力」が、「身体的暴力」に比べて圧倒的に多い回答数になったと推測される（＊4）。

## 2. いじめ被害の相談について

### いじめを相談したか？

いじめられた人（88人）に「いじめられていることを、誰かに相談しましたか」とたずねた（二択式）ところ、「相談した」と答えた人は46.4%（41人）であったのに対し、「相談しなかった」人は53.4%（47人）、「無回答」は0人（0.0%）だった。

「相談しなかった」人が「相談した」人より、6人（7ポイント）多かった。

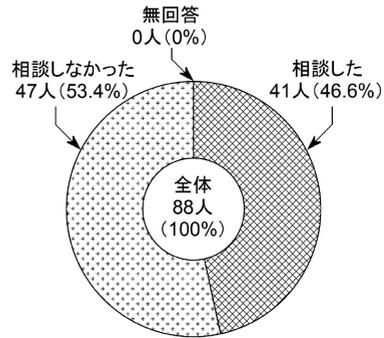


図6. 誰かに相談したか？

### 誰に相談したか？

いじめを「相談した」と答えた人（41人）に「相談した相手は誰ですか」と質問した（選択式・複数回答）。

相談相手が「父母」と答えた人は17人、「友だち」18人、「担任教師」13人、「母」17人、「担任以外の教師」4人、「兄弟姉妹」3人、「父」2人、

「祖父母」1人で、「その他」1人(2.4%)だった。

「相談機関(警察・児童相談所・教育委員会・弁護士・法務局・医師・相談電話・その他)」に相談したのは0人(0.0%)だった。

「父母」、「父」、「母」を合計すると26人(63.4%)で、相談した人全体(41人)の3人に2人は「親」に相談したことがわかる。「担任教師」と「それ以外の教師」を合わせると17人(41.5%)で、「友だち」に相談したと答えた18人(43.9%)と、ほぼ同じ人数だった。

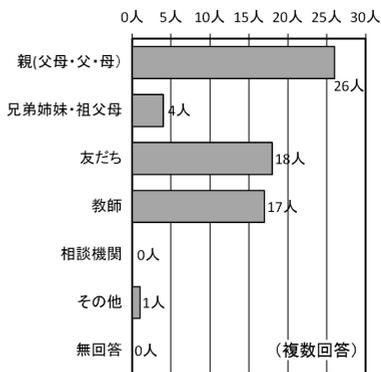


図7. 誰に相談したか？

### 相談の効果は？

「いじめを相談した人」(41人)に、「相談したことは、いじめの解決に役立ちましたか」と、その効果について質問した(選択式)。

「全面解決につながった」と答えたのは3人(7.3%)、「ある程度解決につながった」は29人(70.7%)だった。「全面解決」と「ある程度解決」を合わせると、相談した人全体の8割近くが(78.0%)、解決に役立たと回答したことがわかる。なお、「友人に相談」し、「ある程度解決」と回答した学生からは、「時間が解決した」との自由記述があった。

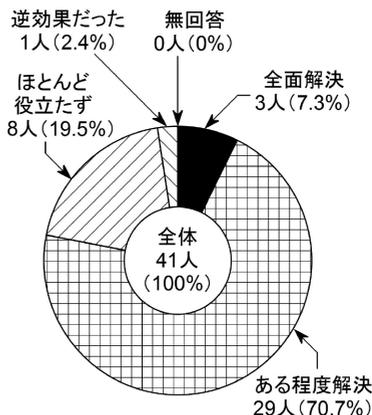


図8. 相談して解決したか？



の他)に問題解決能力があるとは思えなかった」が5人(10.6%)、「相談相手(親・教師・その他)が親身に対応してくれるとは思えなかった」4人(8.5%)、「相談したことが加害生徒・児童(いじめっ子)にわかったら、に仕返しされると思った」3人(6.4%)、「適切な相談機関の存在を知らなかった」は3人(6.4%)だった。

さらに、「その他」と回答した13人(27.7%)中11人から自由記述があった。

- ①「別の部活の人が私を無視しなかったので、部活中のことだと思えたから。  
部活は辞めて他の部に入りました」
- ②「部活動を止めた」

①・②は、いじめられた場面として「休み時間」に次ぐ回答数のあった「部活動」でのいじめを受けた学生によるものである。強制加入のクラスとは異なり、部活動への参加は任意である。(不本意ではあっても)所属する部をやめることで、いじめが解決に至る例である。

以下③～⑩の( )内は、回答者がいじめを受けた時代を示す。

- ③「自分で解決したかったから」(中学生)
- ④「自己解決したかったので」(小学3～4年生)
- ⑤「自分の問題は自分で終わらせたかった」(中学生)
- ⑥「自分で負けたくなく、なんとかしてやろうと思った」(中学生)
- ⑦「中高生になってからは、去る者追わずの考え方だったので特に気にしなかった。くだらないと思っていた」(小学生になる前、小学5～6年、中学生、高校生)
- ⑧「相談しても意味がないと思ったから」(小学3～4年、高校生、現在)

③・④・⑤・⑥の学生は、自身の問題として自分の力で解決したいと考

えていたことがわかる。また、⑦は「くだらない、気にしない」と達観し、孤高の境地で克服しようとしたようだ。(④以外は)いずれも思春期にいじめを受けており、親・教師に頼ることなく自力で乗り越えたい、との自尊心・自負心から、相談しなかったことがわかる。一方、⑧の学生は、「現在」を含む複数の時代でのいじめ被害を回答し、他者への相談そのものに意義を感じていなかった。

次の⑨と、続く⑩・⑪では、いじめられて「嫌だ」と不快に感じていた点では共通するも、自己状態への認知、および「いじめ」への認識が異なっている。

- ⑨「嫌な思いはしたけど、いじめられていると信じたくなかった」(中学生)
- ⑩「今思えばいじめだがその時はいじめだと考えていなかった。嫌ではあった」  
(小学生になる前, 中学生)
- ⑪「これで良いのかと思った」(小学生になる前, 小学3～4年, 小学5～6年)

⑨が、「いじめられていると信じたくなかった」のは、いじめられている状態に気づきつつも、「いじめられること＝みじめなこと・恥ずかしいこと」との認識から、「いじめ」と認めたくなかったと解釈されようか。一方、⑩・⑪は、自分が受けた行為が「いじめ」という言葉で表現されることや、「いじめること＝悪いこと・不当なこと」と教えられることがなかったため、親・教師に被害を訴えるに思い至らなかったと推測される。

### 3. いじめの加害経験について

#### いじめた経験があるか？

(いじめられた経験の有無にかかわらず) 全員 (145人) に、「あなたは、これまでの人生でいじめをしたことがありますか」と質問した (選択式)。

「頻繁にいじめていた」と回答したのは2人 (1.4%)、「いじめたことは

数回あった」は12人 (8.3%)、「いじめたことは1・2回あった」57人 (39.3%) で、これらを合計すると、「(頻度にかかわらず) いじめた経験がある」と答えた人は全部で71人 (49.0%) だった。これに対し、「いじめたことはない」と回答した学生は73人 (50.3%)、「無回答」1人 (0.7%) だった。いじめたことが「ある人」と「ない人」の割合は、ほぼ1 : 1だった。

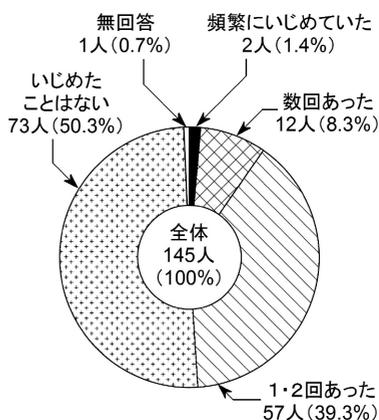


図10. これまでいじめた経験があるか？

#### 4. 学校内のいじめ対策・取組について

(いじめ被害・加害経験の有無にかかわらず) 全員 (145人) に、学校内のいじめ対策・取組として、「アンケート調査」、「個人面接調査」、「目安箱の設置」、「防犯カメラの設置」、「スクールカウンセラーの配置」、のそれぞれにつき「学校内のいじめの発見・解決・防止に有効と思うものに○を、無効 (逆効果) と思うものに×をつけて下さい (複数回答)」と尋ね、「(そう答えた) 理由があれば、その横に書いて下さい」と自由記入を求めた。

#### アンケート調査

学校内で児童・生徒に対して行う、いじめについての「アンケート調査」に関する学生の意識を、(1)調査実施者としての「学校」と「第三者機関 (以下、第三者)」、(2)調査方法としての「記名式 (以下、記名)」と「無記名式 (以下、無記名)」、それぞれについて質問した。

まず「記名式」によるアンケートについて、「記名は有効」と答えた学生は、「学校アンケート」では31人 (21.4%)、「第三者アンケート」が32人

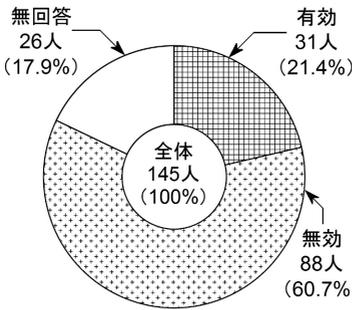


図11. 学校のアンケート調査【記名】

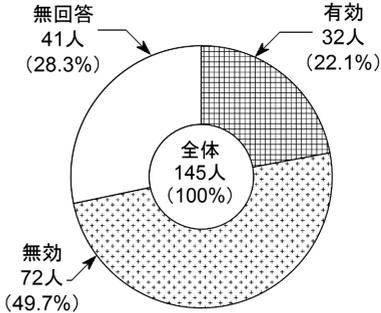


図12. 第三者機関のアンケート調査【記名】

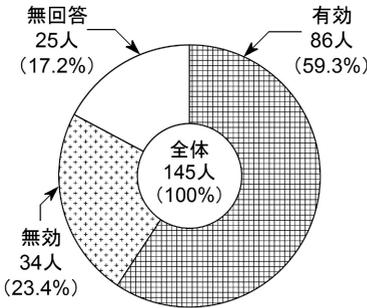


図13. 学校のアンケート調査【無記名】

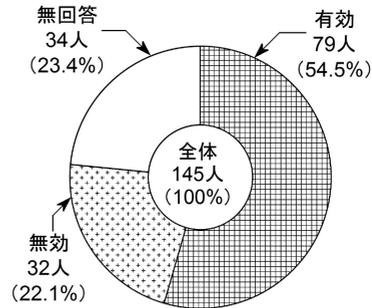


図14. 第三者機関のアンケート調査【無記名】

(22.1%)であった。これに対し、「記名は無効」と答えた人は、「学校」が88人(60.7%)、「第三者」72人(49.7%)であった。「無回答」は「学校」が26人(17.9%)、「第三者」41人(28.3%)だった。

次に「無記名式」によるアンケートについて、「無記名は有効」と答えた学生は、「学校アンケート」が86人(59.3%)、「第三者アンケート」79人(54.5%)だった。対して「無記名は無効」と答えたのは、「学校」が34人(23.4%)、「第三者」32人(22.1%)であった。「無回答」は、「学校」25人(17.2%)、「第三者」34人(23.4%)だった。

表1 「アンケート調査」に対する学生の意識

- ①記名式…学校、第三者ともに「無効」が「有効」を大きく上回る。
  - ・学校のアンケート →「無効」が「有効」の2.8倍
  - ・第三者のアンケート→「無効」が「有効」の2.3倍
- ②無記名式…学校、第三者ともに、「有効」が「無効」を大きく上回る。
  - ・学校のアンケート →「有効」が「無効」の2.5倍
  - ・第三者のアンケート→「有効」が「無効」の2.5倍
- ③「記名は有効」は、学校・第三者ともに、全体の2割強
- ④「無記名は無効」は、学校・第三者ともに、全体の2割強
- ⑤「記名は無効」は、「学校」が「第三者」より16人(11.0ポイント)多い。
- ⑥「無記名は有効」は、「学校」が「第三者」より7人(4.8ポイント)多い。
- ⑦「無回答」は記名・無記名ともに「第三者」が「学校」より相対的に多い。
- ⑧回答理由の記述(自由回答)は、「記名」「無記名」に関する記述が大半を占め、調査実施者の「学校」「第三者」を区別する記述は少数である。

「記名式」アンケートを「無効」と考えた学生は(「学校」「第三者」とも)全体の過半数を占めたが、その回答理由(自由記述)を引用する。

「特定されるものに本当のことを書く人は少ないと思う」「いじめられている本人は名前を書かないと思います」「記名にしてしまうと本当のことを書けなくなると思うから」「名前を書くのであれば、みんなうそをつくと思う」「記名だと正直に書く人は少ないのでは」「真実をかかない」「アンケートは嘘つける。記名ならなおさら」「名前を書いたら正直に書かないと思う」「本当のことは書かないと思う」「素直に答えない子が出てくると思うから」「記名だと本当のことを書かない可能性がある」「本当のことを書くとは思えない」「絶対にばれると思う。逆に悪化する」「記名だと後が怖くて書けない」「誰が告げ口したかバレるから」「自分が書いたと知られてしまうのが怖いと思うから」「名前を書くといじめを隠す子がいると思う」「書くわけがないと思う」「記名は名前がバレるから、素直にならなかったり、いじめられている人はおどされて『ない』と書く可能性『大』」「効果がうすいと思う」

これらの記述から、(1)周囲で現在起きているいじめの実態を不用意に『記名』で書かせても真実は得られない、(2)記名で書いた子どもの情報を、調査実施者(学校や第三者機関)がきちんと管理できる保障はない、と多くの学生が考えていることがわかる。

一方、「無記名」アンケートを「有効」と答えた人の自由記述を引用する。

「答えやすい」「匿名だと言いやすい」「記名よりかは書きやすい」  
「人の目をきにしないで済む」「素直に答えやすいと思う」  
「無記名だと書きやすい」「誰が告げ口したかわからないから」  
「告げ口したと、後でいじめられるおそれが少ないため」  
「書いていることはバレるが、記名よりは良いと思う」  
「言いやすいし、実際高校でいじめが発見されたときいろんな事実がでたらしいから」

「告げ口」がわかれば、いじめっ子からの仕返しが怖い。いじめられていない子も、次はいつ自分がいじめの標的にされるかわからない。現代の子どもたちは、大人が想像する以上に他の子どもの目を意識しているといわれるが、学生の記述からもその様子がよくわかる。

いじめ解決の成否を左右する鍵は、いじめに直接参加しない傍観的立場にいる子どもたちが握っている。いじめの現場に助けに入るとは勇気がいるので難しい。しかし、「無記名」であるならいじめの存在を伝えられる子どもがたくさんいることを、学生の回答は物語る。

これに対し、「記名」が「有効」とした人の自由記述は以下の通りである。

「いじめをしている人とされている人がわかるかもしれないから」  
「名前を書いておくことが大切」「無記名であると発見しづらい」  
「無記名であった場合、結局誰がいじめられているかまでは把握できないと考えるから」「どの子かわからないから」

「無記名」調査では、いじめの事実が存在することはわかっても、書いた人物の特定に時間がかかる場合がある。無責任にでたらめを書くこともできる。「記名は有効」、「無記名は無効」と回答した学生がそれぞれ全体の2割存在したことは先に示した通りである。少なからぬ学生が「記名で真実

を書くことができる」、「記名調査にこそ意義がある」という意識を持っていることがわかる。調査方法においては、記名・無記名の両面から再検証する余地がある。

以下の自由記述は、調査の実施環境に対する指摘や提案である。

「アンケートにたくさん記入している所を見られたらその子自身に危険が…」  
「その人の人権を考えて…」  
「一人一人個室でやらせる」

被害児と加害児（通常はこちらが多勢）が隣り合っただけの机を並べる教室の一斉調査に疑問を投げかける指摘・提案である。身に迫る危険に怯える子どもたちの心情を察すれば、「記名」か「無記名」か、「学校」か「第三者機関」か以前に、子どもたちの安心・安全を最大限配慮した環境下で調査を実施するべきであり、そうでなければ真相に迫る情報提供は得られない、ということだ。「子ども目線」からいじめ対策を講じることの重要性を思い知らされる回答である。

以下は、「学校によるアンケート」を「無効」と答えた自由記述である。

「すごく先生を信用していない限り、事実は書かない」  
「学校が集計しても、学校として隠べいが可能」  
「先生のトラブル解決の腕によると思うけど現状を見ると…」

本調査は一連のいじめ報道が過熱する最中に実施されたことから、学生の意識に何らかの報道による影響があったことは否定できない。しかしながら、多くの学生がそれらのいじめ報道に強い関心を持っていること、学生自身のいじめ体験を通じ、その対応をめぐる学校・教師に強い不信感を抱くに至る辛い経験をした学生が少なくないことは、本調査および別に記名で作成してもらったレポート（\*1）から散見された。

一方「第三者機関によるアンケート」は「無効」（記名、無記名とも）と回答した学生の自由記述は、「間接的と思うので無効だと思う」の一件だった。

### 個人面接調査

学校内で児童・生徒に対して行う、いじめについての「個人面接調査」に関する学生の意識を、調査実施者である「学校」と「第三者機関」のそれぞれにつき質問した。

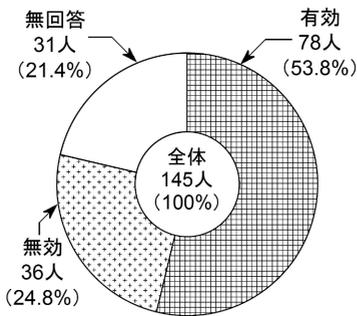


図15. 学校の個人面接調査

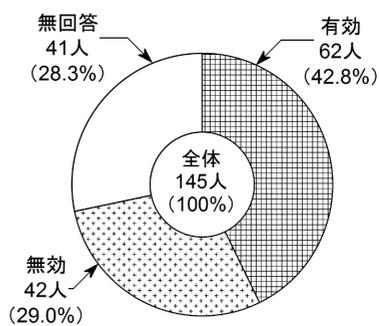


図16. 第三者機関の個人面接調査

「学校による個人面接」について、「有効」と答えた学生は78人（53.8%）で、「無効」36人（24.8%）の2.2倍、また「第三者による個人面接」は、「有効」が62人（42.8%）で、「無効」42人（29.0%）の1.5倍と、それぞれ「有効」と考える人が「無効」のそれを大きく上回った。

「学校による個人面接」を「有効」と答えた人は、「第三者による個人面接」に比べて16人（11.0ポイント）多く、「無効」とする人は6人（4.2ポイント）少なかった。

以下は、「学校による個人面接調査」について学生の自由記述である。

★学校の個人面接調査を「有効」と思う人

- ①「できるだけアンケートではなく個人的に面接するのが望ましいと思う」
- ②「生徒一人一人と話すのは大切」
- ③「1対1なら話せることもある」 ④「先生にもよるが、相談しやすい」
- ⑤「うそがつきづらい」 ⑥「面接時間が一定なら覆面になりそうではある」

★学校の個人面接調査を「無効」と思う人

- ⑦「よっぽど信頼できる人でないと話せない」 ⑧「言わない」
- ⑨「いじめられた本人は言えないと思う」⑩「話せない人がほとんどかと思う」
- ⑪「個人面接をしたあとに加害児童を呼ぶとよくない」
- ⑫「面接されてもなかなか言い出せないと思うから」
- ⑬「面接のストレスで悪化しそう」
- ⑭「しぼられている感じがいやだ」（この学生は、学校・第三者とも無記名アンケートは「有効」と回答）

①・②の記述は、教師と子どもの一対一の対話には意義がある、③・④は話しやすい、⑤は嘘がつきにくい、と「紙面」のアンケート調査にない、「対面」による面接調査の有効性を記述する。

一方、これらの自由回答から、有効性を妨げる理由として、面接する教師への不信感（④・⑦・⑪）、一定でない面接時間［長いと告げ口と言われかねない、との意味であろう］（⑥）、学校・教師による調査後の安易・不適切な対応（⑪）が挙げられる。

また、面接調査では「言えない・話せない」（⑦・⑧・⑨・⑩・⑫）、面接は「ストレス」、「しぼられている感じ」（⑬・⑭）との回答があり、一対一で面接する調査法に苦痛を感じる人がある程度存在することがわかった。

次に、「第三者機関による個人面接調査」についての自由回答である。

★第三者機関の個人面接調査を「有効」と思う人

- ①「第三者の方が相談しやすい」 ②「第三者の方が話しやすい」
- ③「第三者の方が伝えられるかも知れないから」
- ④「第三者だから言いやすそう」 ⑤「先生よりは話しやすいと思う」
- ⑥「答えやすい」 ⑦「第三者のため、学校より相談しやすい」
- ⑧「初対面の相手で話しくく感じるか、だからこそ吐き出しておきたいことがあるとなるか、がポイントな気もする」

- ★第三者機関の個人面接調査を「無効」と思う人  
⑨「知らない人には話しにくいと思う」 ⑩「知らない人には話せない」  
⑪「第三者機関等、実情や実態を本来しりえない立場の人間に対して、児童が常に正直であるとは限らないから」 ⑫「発見しづらい」  
⑬「回答から反応まで時間がかかりそうで」  
⑭「面接されてもなかなか言い出せないと思うから」（この学生は、「学校による面接調査」も同じ理由で「無効」と回答）。
- ★第三者機関の個人面接調査を「無回答」とした人  
⑮「経験がないので分からない」

自由回答にみる「有効」と考える理由は、当事者（被害者・加害者）でも学校関係者でもない「第三者」ゆえ、利害を離れた中立・公平な調査実施者として信頼できる、あるいは「外部者」であればこそ、先入観抜きに話を聴いてくれる、(対教師でないので)後の評価を怖れず、恥ずかしいことや悪いことも忌憚なく話せる、と解釈される。

これに対して「無効」と考える理由は、知らない人には話せない(⑨・⑩)、校内事情を把握し得ない人は信頼できない(⑪)、[いじめを]発見しづらい(⑫)、[調査後の]対応に時間がかかりそう(⑬)、というものだった。「知らないよその人＝外部者」への警戒心・不信感、「外部者」ゆえの機動性・実動性への疑念が問題で、「第三者」であることは関係なかった。

⑧の学生は、第三者機関の特性をある程度理解した上で、面接調査の成否を分ける「ポイント」を指摘、第三者機関の機能性向上に示唆を与える記述である。

「第三者機関 [いじめ事件の調査では、「第三者(調査)委員会」の名称で組織されることが多い]」が、調査(アンケート、個人面接、その他調査)を実施するに当たっては、自分たちがいじめ解決に真摯に協力・協同する援助者であることを子どもたちに理解してもらい、「よその知らない人」に対する子どもたちの警戒心を和らげることが不可欠であることが、学生の意識からわかった。

(1)公平・中立な立場であること、(2)一定の守秘義務があり、証言をして

くれた子どもの安全・安心に最大限の配慮をすること、(3)一定の解決までスピード感と責任感を持って援助を継続すること、(4)委員（メンバー）が、学校・教育行政とは異なる立場や専門性から評価・助言できること、等その特性を、面接する児童・生徒一人一人に対してわかりやすい言葉で説明し、問題解決のために協力してもらえるよう依頼することが、実効性を高める調査につながると考える。

なお、「第三者機関」に関する質問（アンケート・個人面接）は、「無回答」とした学生が、「記名アンケート」41人（28.3%）、「無記名アンケート」34人（23.4%）、「個人面接調査」41人（28.3%）で、「学校」に関するそれらより、それぞれ15人（10.4ポイント）、9人（6.2ポイント）、10人（6.9ポイント）多かった。回答を保留した学生が、「学校」のそれより相対的に多くなったのは、(回答⑮)にみるように）学生にとって「第三者機関」は、(1)なじみがない、(2)情報が少ない、(3)関心が低い、等が理由と推察される。学生（大学生・専門学校生）がそうであるなら、小・中・高校生はなおのことであろう。

複雑ないじめ問題に取り組む上で、第三者的機関の役割は不可欠であるが、対児童・生徒のみならず、対教職員との信頼・協同関係を築くことも課題となる。その性質・意義・課題について、学生への授業・演習では扱いを増やし、理解を深める必要があることを示す結果であった。

### 目安箱の設置

いじめを発見・解決・防止するために「学校内に目安箱を設置」することについてたずねた。

「有効」と答えた人は42人（29.0%）、「無効（逆効果）」は67人（46.2%）、「無回答」36人（24.8%）だった。「無効」は「有効」の1.6倍

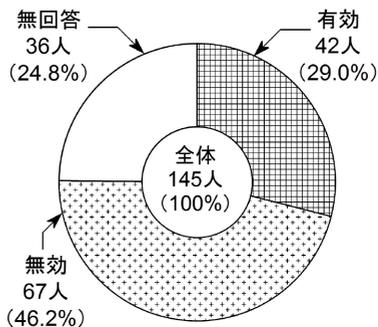


図17. 学校内に目安箱を設置

だった。

「有効」と考えた人は、学校および第三者機関の「記名アンケート」のそれらをわずかに上回るものの、学校および第三者の「無記名アンケート」「個人面接調査」のそれらを「有効」とする人数を下回った。

「目安箱」は「無効（または逆効果）」と回答した学生の自由回答を引用する。まず、「逆効果」を指摘する意見（3件）である。

- ①「いじている人がみたらまたいじめられる」
- ②「入れる所を見られたりしたら、よけい大変なことになりそう」
- ③「意見を入れたって目立つから」

①・②は、被害児は投函する姿を見られることすら怖れる、③は、投書は特殊な行為として集団の中で浮いてしまう、と解釈できる。子どもたちは常に互いの視線に怯えており、敢えて皆と違う行為をしない、という意見である。

次に、目安箱は「無意味（無効）」という意見（2件）である。

- ④「システムの周知がなくてただの置物と化していた（小学校のとき）」
- ⑤「出さない」

④は、学校が子どもたちに目安箱の意義・利用法を周知徹底せず形骸化していた、と解釈できる。⑤は、投書があっても学校が定期的に箱から出さない、または投書を表沙汰にしない、という意味だろうか。子どもからのSOSである投書を、学校側が問題視して迅速に対応するのであれば「ただの置物」に等しいと当時の子どもなりに理解していたことがわかる。

他に以下の「無意味」との自由回答（5件）があった。

- ⑥「協力する人が少ないと思うから」 ⑦「意見が集まりにくい」、
- ⑧「あまり意味がないと思う」 ⑨「意味ない」
- ⑩「目安箱で相談できる子は、誰かに相談していると思う」

一方で「目安箱は有効」と答えた学生は全体の3割で、うち3人から以下の自由回答があった。

- ⑪「アンケート以外でも言いたい時に伝えたい時に誰かに伝えるため」
- ⑫「誰もがいつでも相談できるから」 ⑬「あまりやっている学校がないので、逆に効果があるのじゃないかと考えたため」

⑪・⑫の学生は、「目安箱」がいつでも誰でも自由に投書・相談できる利点を挙げ、⑬は、実施校が少ないことがかえって効果的、と記述する。

「目安箱」には、(1)随時相談を受け付けることができる、(2)人目を気にせず自宅で落ち着いて書くことができる、(3)記名でも無記名でもよい、(4)手軽である（アンケートや面接調査は人手・時間がかかる）等の利点がある。いじめ発見・解決へのツールの一つとして、実効性ある運営法（例：(1)「目安箱・いじめSOS」「いじめ撲滅！みんなの意見箱」など誰にでもわかりやすい名称をつけ、いじめに特化した箱にする、(2)児童・生徒に、設置の意義・回収頻度、守秘の在り方等を周知する、等）を再考するのであれば、校内へ設置する意義は十分あるだろう。

### 防犯カメラの設置

小・中・高校において、不審者侵入や放火等、いわゆる「防犯」を目的とする防犯カメラの設置は一般化しつつある。一方、「いじめ対策」としての設置の是非も、社会的関心を集めつつある。本調査では、いじめの発見・解決・防止に「学校内に防犯カメラを設置」することについて、学生にその意識を質問した。

その結果、過半数に当たる73人(50.3%)が、いじめ対策に防犯カメラを設置することを「有効」と答え、「無効(逆効果)」の43人(29.7%)を30人(20.6ポイント)上回った。「無回答」は29人(20.0%)だった。

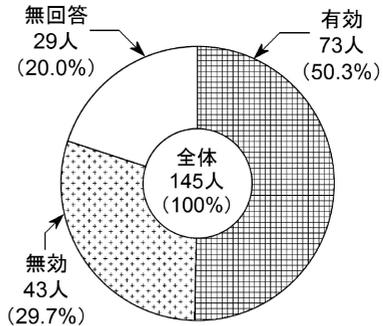


図18. 学校内に防犯カメラを設置

以下、「防犯カメラは有効」と回答した学生の自由記述である。

- ①「カメラ映像を見れば、いじめられていたのがすぐ見つけてもらえるから」
- ②「暴力の発見など」
- ③「いじめがあったら証となる」 ④「証拠になる」
- ⑤「面談などをしても本当のことを言うとは限らないから」
- ⑥「言えない子供たちは、大人が見守ってあげるしかない！」
- ⑦「先生が見ていないところで何かが起きているかもしれないから」
- ⑧「常に見られているという意識を一人一人が持つため」

①・②の学生は、映像がいじめの「発見」につながる、③・④は、映像がいじめの「証拠」となる、と設置の効能を記した。

また⑤・⑥は、(調査で)「本当のことを言うとは限らないから」、「言えない子どもたち」のため、⑦の学生は、「先生が見ていないところ」(＝死角)でいじめが発生する可能性があるから、と設置が必要である理由を記述した。

いじめの事実があったか否か、その実態はいかなるものであったかは、子どもたちの証言に頼るところが大きいのが、時間の経過とともに人間の記憶は曖昧となる惧れがある。また(本調査結果が示したように)アンケートや面接による調査では、「本当のことを書けない・言えない」児童・生徒が少なくない。年少児や知的障害児は、いじめの事実を訴えたり、被害を適切に説明できないことが多い。

これに対し、防犯カメラは、事件の具体的映像を、発生場所・時刻とともに客観的な「証拠」として確保することができる。また、一人一人が「常に見られているという意識 (⑧)」を持つことにより、ある程度のいじめ抑止効果が期待できるだろう。

いずれにせよ、学生の2人に1人が、「校内への防犯カメラ設置はいじめ対策に有効」と回答した（「有効」は「無効」の1.7倍）ことは、筆者の予測を上回る結果であった。現在、日本全国には数百万台（街頭、空港・駅、企業・商業施設・マンションの建物などに設置されたもの）の防犯カメラがあり、警察は、巧妙化する犯罪の増加にともない、防犯カメラを捜査上に使わない事件はないほどにその利用度を高めているという（NHK, 2013）。犯人逮捕においてカメラが捉えた映像が決め手となる数々の事件が報道され、少なからぬ学生が、いじめの発見や調査においても、人間の目や証言にだけ頼るには限界がある、と感じているのかもしれない。

次に、「防犯カメラの設置は無効（逆効果）」と答えた学生からの自由記述は以下の通りである。

- ⑨「見えない場所でやる」 ⑩「子どもは隠すのうまいよ…たぶん」
- ⑪「隠れてやると思う。学校以外の場所でのいじめもあると思う」
- ⑫「そんなことをしてしまったら学校が学校じゃなくなるから」
- ⑬「監視されて生活しているようで窮屈」
- ⑭「生活を監視するのはよくない」 ⑮「監視するのはよくない」
- ⑯「かんじされている気がする」 ⑰「プライバシーの侵害」

⑨～⑪は、子どものいじめ手口は陰湿・巧妙であり、防犯カメラから隠れたところで行われる、との指摘である。教室、体育館、廊下など、校内いたる所に何台設置したところで、「死角」は必ずできる。仲間外れ、無視、言葉によるいじめを映像のみで判断することは難しく、ネットいじめに至っては全く無力である。

さらに、⑫・⑬・⑭・⑮・⑯は、いじめ当事者のみならず、いじめに関

係しない子どもの一挙手一投足を映し出すことの弊害を指摘したものだろう。学校は公共の場ではあるが、長時間過ごす場所である。四六時中（休み時間や放課後にも）カメラを向けられるのは誰も「窮屈」な感覚を抱くものであり、ストレスとなり得る。常時、別室でモニターすれば「監視」となり、児童・生徒や教職員に対する評価・管理につながるおそれもある。トイレへの出入り、教室での着替え等、私的領域を撮影することは、学生⑩が指摘するように「プライバシーの侵害」となる。「いじめ対策」としての本来の目的を逸脱し、撮影された映像が悪用される可能性もある。

それにしても、学校によるいじめの認知件数は実態と大きくかけはなれている（\*5）。学校のいじめ取組姿勢や対応技術の問題はさておき、児童・生徒のいる全ての時間帯、全ての空間にくまなく教職員が付き添い、目を行き届かせることは現実的に不可能である。防犯カメラの限界や弊害を考慮しても、いじめ対策に役立てる方法を検討する余地はあるのではないか。

校内に多数のカメラを設置するに当たっては、(1)その設置目的を「いじめ・暴力対策」に限定する、(2)設置場所、設置目的を児童・生徒・教職員に予め周知する、(3)記録映像の管理を厳重にする（例：管理を第三者機関に一任する）、(4)映像の再生に厳しい制限を設ける（例：再生は悪質ないじめが疑われるケースに限定し、第三者機関や警察の立ち合いの下に行う）、(5)映像による証拠のみで判断しない（他の証拠とともに総合判断する）、(6)映像をいじめ対策以外の用途（児童・生徒・教職員への評価や管理など）で利用することを禁止する、など、倫理的な運用規定を策定する必要がある。また、実験的導入によって児童・生徒や教職員の意見を広く集め、その効果と副作用を検証し、運営の在り方に改善を重ねるべきことはいうまでもない。

「監視するカメラの目」ならぬ「見守る人間の目」を増やす試みも拡がりつつある。児童・生徒、保護者、地域住民のボランティア、スクールサポーター（教員OB・警察官OB）による「校内パトロール」の取組みである。教師の死角となりがちな場所（例：トイレや部室の出入り口、校舎・

体育館の裏）や時間帯（例：休み時間、体育の着替え時、教室移動時、給食・掃除・学校行事など）に、このような「見守る人間の目」がたくさんあれば、いじめ防止・早期発見に相当な効果が期待できるに違いない。

### スクールカウンセラーの配置

校内の「教育相談」の一環として、カウンセリングを通じて子どもの悩みや不安を受け止め、解決に向けて援助する「スクールカウンセラー」について質問した。

いじめの発見・解決・防止のため、「学校内にスクールカウンセラーを配置」することに、95人（65.5%）が「有効」と回答、「無効」は16人（11.0%）、「無回答」は34人（23.4%）

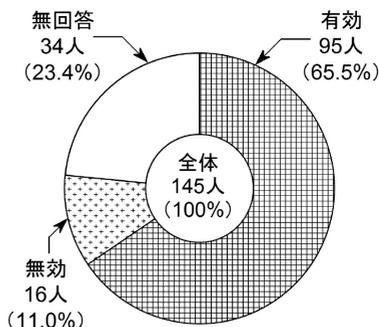


図19. 学校内にスクールカウンセラーを配置

だった。全学生の3人に2人がスクールカウンセラーの配置を「有効」と考えていることになり、本調査でたずねたいじめへの取組・対策の中で最も高い割合であった。これに対して「無効」は10人に1人で、こちらは最も低い割合だった。

スクールカウンセラーに関する自由回答を引用する。

#### ★スクールカウンセラーを「有効」と思う人

- ①「少しでも被害者の気持ちを理解してあげることが必要だから」
- ②「こういう場があった方が頼りやすいから」
- ③「救われる人がいると思うから」
- ④「安心して生活できると思う」
- ⑤「利用したことはないが、いないよりはいた方が良さそう」
- ⑥「相談しやすい（担任よりも）」
- ⑦「気軽に相談できる」
- ⑧「実際に中学校のころ友だちとかも利用してたので」
- ⑨「いつでも相談できるため」
- ⑩「スクールカウンセラーは入りやすい環境にしてほしい」

★スクールカウンセラーを「無効」と思う人

- ①「入った所とかみられたらおわりだと思う」
- ②「あまり意味ないと感じる」
- ③「ケアにはなっても解決に至るかというところ…」

「有効」と考えた人は、①「気持ちを理解」、②「頼りやすい」、③「救われる」、④「安心して生活できる」、⑥「相談しやすい」、⑦「(担任より) 気軽に相談できる」と、スクールカウンセラーの存在を、好感的に捉えている。スクールカウンセラーは、児童・生徒の臨床心理に関する高度に専門的な知識と経験を有する「心理職」の専門家である。常勤教職員とは異なる「外部性」、「第三者性」を有するため、校内にあって組織(学校・教育委員会など)の利害を離れたユニークな存在だ。困っている子どもにとっては、気軽に頼もしい心の相談相手である、と多くの学生が意識していることになる。

しかるに、いじめられている子が実際にスクールカウンセラーに相談することはさほど容易でない。学生の記述⑩・⑪は、そのシステムが利用しづらいものであることを物語る(\*6)。

スクールカウンセラーに救いを求める被害児やその保護者にとって、第一の関心事は、「相談に来たことや相談で話した内容がどこまで守られるのか」という守秘の問題であろう。出勤したカウンセラーが(独立した相談室を与えられることなく)職員室に待機していたり、担任教師(または養護教諭・事務局など)を通じて相談予約を入れる手続きを課す学校も少なくない。いじめ対応をめぐる学校側に不信感を抱く子どもや保護者が相談を躊躇・断念せざるを得ないとあらば、スクールカウンセラーの「外部性」は全く生かされないことになる。

また、どうしても相談したいまさにそのタイミングを捉え、ゆっくり相談に応じることができなければ、複雑で深刻ないじめ問題を解決する上でカウンセリングは十分機能し得ない。しかるに現状は(有資格者の人材不足、財源不足などで)その配置状況に地域間・学校間格差がある上、派遣さ

れている学校も週1日（4～8時間勤務）の非常勤が一般的である。待ったなしの危機的状態に置かれた子どもがタイムリーかつ適切に利用できる相談機関とは言い難い。

⑬の記述「ケアにはなっても解決に至るかという」とは、スクールカウンセラーによる援助が被害児童・生徒の心のケアにとどまり、相談室の外で起きているいじめ解決への実効性に疑問がある、との指摘である。スクールカウンセラーの配置がいじめ軽減に効果を挙げている（\*7）ことは間違いないが、教職員との情報共有や連携・協力の在り方に課題も多く、学生がその点を理解して記述したなら興味深い。スクールカウンセラーの機能性を高める上でも、子どもとその環境への働きかけ（学校・家庭・地域の仲介・連携を行うこと）によって子どもの悩みを援助する「福祉職」（スクールソーシャルワーカー）の配置を促進することが急務である。

### その他の取組・対策への自由回答

本調査でたずねた、学校内のいじめの取組・対策の、「その他」への自由回答は、以下の3件であった。

- ①休み時間に誰と遊んだのか、クラス全員に聞く。全員立たせて行い、遊んだ人は座る。
- ②言いあえる空間と人格作り。言って良いと思わせること。
- ③学校の先生は無責任。介入してくると絶対によい結果にならない。子どもは本気で相談に乗ってくれているかどうか、必ず分かる。

①は、小学生対象のいじめ対策であろう。教師が受け持ちの子どもたちの友人関係を日頃から把握することが、いじめの芽を早期に摘み取る上で有効との提案である。

②の記述は、裏返せば、(1)子どもたちは教師に困ったことを何でも話せると思っていない、(2)子ども同士も互いに警戒し合い気軽にモノを言えない、(3)学校がそのようなムードに包まれては、いかなる取組も対策も機能しない、と解釈されよう。学校や教師の側に「言って良いと思わせる」受容・傾聴の姿勢があるのみならず、安全・安心が確実に守られる保障が

あってこそ、子どもは心のうちをさらけ出すことができる。本当のことを言っても大丈夫、と確信した子どもが一人二人と増えていくことで、子どもたちは自分たちで「言い合える空間」を作り出し、互いの違いを認め合い、「言い合える人格」が養われるということだろう。②は、端的ながら的を射た指摘である。

③は、教師への強い不信感を表すもので、教師がいじめに本気で取り組む覚悟があるかないか、子どもは敏感に感じ取ることができる、と訴えるものである。

### 出席停止について

最後に、悪質ないじめへの対策について質問した。

ここでの「悪質ないじめ」とは、児童・生徒の心身に重大なダメージを与える深刻ないじめ・執拗ないじめを指す。そのようないじめを行った加害児童・生徒を「出席停止」(\*8)にすることについて、どのように考えるか質問した(選択回答式)。

「出席停止」について「賛成」と回答した学生は50人(34.5%)、「どちらかといえば賛成」と答えた人は63人(43.4%)だった。これに対し、「どちらかといえば反対」と考えた学生は11人(7.6%)、「反対」は7人(4.8%)、「わからない」としたのは11人(7.6%)、「無回答」3人(2.1%)だった。

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせると113人(77.9%)となり、全体の4人に3人が「出席停止」を支持したことになる。「反対」と「どちらかといえば反対」の合計は18人(12.4%)で、全体の1割強に過ぎなかった。

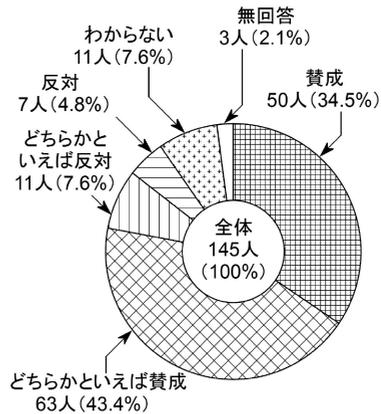


図20. 加害者の出席停止に賛成か？

文科省の調査（2012）によれば、平成23（2011）年度に、公立小・中学校において、いじめをした加害児童・生徒に対し、「出席停止」を適用した回答は0件（0.0%）であり、事実上、制度として機能していない。いじめを繰り返す加害児が学校に通い続け、被害児がだまって耐えるか不登校・転校を余儀なくされる（最悪の場合、死亡・自殺に追い込まれる）のが実態である。大半の学生がそのことを疑問に感じ、「出席停止」を支持したと解釈されよう。

しかしながら、その制度を適用するにあたっては、まず市町村の教育委員会は、加害児の保護者の意見を聴取するとともに、出席停止の理由および期間を保護者に説明することが求められることとなる。適応の基準が曖昧であり（例：保護者が異議を唱えた場合はどうするか、出席停止期間をどう判断するか、等）、適用に至るまでの手続きが複雑で時間がかかるという問題がある。

また、小・中学校は義務教育であることから、学校（法律上は、市町村の教育委員会）には、加害児童・生徒に対し、出席停止期間中も学習支援および立ち直りに向けた指導を行うことが求められている。加害児はたいてい複数であり、その保護者たちへの対応も迫られる。連日、加害児宅を訪問し、学習・生活指導を行うことは、近年の業務量増加により多忙化した教職員（\*9）にとって負担が重過ぎる。加害児の家庭が問題を抱えているケースも多く、学校に替わる受け皿がないことには、単に加害児を排除・放置することになりかねない、との指摘もある。

加害児の在籍校への復帰に関する判断も問題となる。加害児とその保護者が、(1)いじめの事実と真剣に向き合うこと、(2)いじめであったことを認め、真摯に反省すること、(3)被害児とその保護者に心から謝罪すること、(4)二度と同じ過ちを繰り返さないことを、被害児とその保護者、他児童・生徒、教職員に約束すること、(5)復学後、再度いじめを行った場合、以後同校への通学は二度と認められないことを承諾すること、少なくともこの過程を全て達成できなければ、元の学級・学校へ復帰しても、同じ過ちを

繰り返す可能性が高く、被害児とその保護者は、安心して加害児を受け入れられないだろう。深刻ないじめを繰り返す加害児が更生するには相応の時間と環境が必要であり、あらかじめ出席停止の期間を設定することには無理があると言わざるを得ない。

深刻ないじめが進行している時は、被害児の安全確保が最優先であり、スピード感ある対応が求められる。(1)制度適用の基準をより具体的に明文化する、(2)手続きを必要最低限に簡略化する、等が必要である。また、制度をいじめ問題解決に意義あるものにするには、出席停止期間中の加害児に対し、(3)専門スタッフが学習支援を行い、教師の負担を軽減する、(4)司法・福祉・心理の専門職が、更生に向けて集中的に指導・支援する、など、受け皿としての専門の環境を整備することが不可欠と考える。

## 警察への通報

さらに、悪質ないじめとしての暴力発生時の「警察への通報」についての考えを質問した（選択回答式）。

警察への通報に、「賛成」と答えたのは65人（44.8%）、「どちらかといえば賛成」が44人（30.3%）、「どちらかといえば反対」は18人（12.3%）、「反対」2人（1.4%）、「わからない」としたのは12人（8.3%）、「無回答」は4人（2.8%）だった。

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を足すと、全体の4人に3人（75.2%）が「暴力発生時の警察への通報」を「賛成」と回答した。「反対」と答えたのはわずか1.4%で、「どちらかといえば反対」と合わせても

13.8%であった。学生の大多数が、悪質ないじめは学校内で収めず、警察

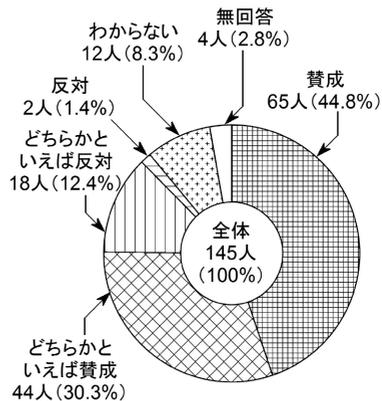


図21. 警察への通報に賛成か？

に委ねるべき、との意識を持っていることがわかる。

ちなみに、本調査とほぼ同時期（2012年10月）、警視庁（2013）が、子どもがいじめ問題と警察の関わりについて、都内在住者を対象に実施したアンケートにおいて、何かしら「警察が関わっていくべき」と回答した人の割合は96.8%であり、「学校内での解決に任せ、介入すべきではない」と答えた人はわずかに0.6%という結果が報告された。

ひるがえって、学校がいじめ問題において（相当悪質なケースでさえ）警察に相談・通報することは極めて稀であり、学生や一般市民との間に、大きな意識の差があると言わざるを得ない。

暴力を伴ういじめや陰湿ないじめを繰り返す者を放置するのであれば、学校は弱肉強食の無法地帯と化す。仮に、私たちが一般社会の道端で、一方的に殴られたり、金品を強要されたり、服を脱がされ写真を撮られたりして、困ったり苦しんでいる人を見かけた場合、即刻警察へ通報するだろう。それが普通の市民感覚に基づく行動である。一般社会で犯罪とみなされる行為は、発生場所が学校内であれ、加害者が未成年であれ、犯罪であることに変わりはない。暴力や悪質ないじめの発生時には、躊躇せず警察に相談・通報すべきであろう。

## ○考察

### いじめ被害・加害経験の全体像

学生のいじめ経験を、加害と被害の有無によって集計した。いじめの経験について、

- 「被害も加害もない」 …30.3%
- 「被害があって加害がない」…20.7%
- 「被害も加害もある」 …40.0%
- 「被害はないが加害はある」… 9.0%

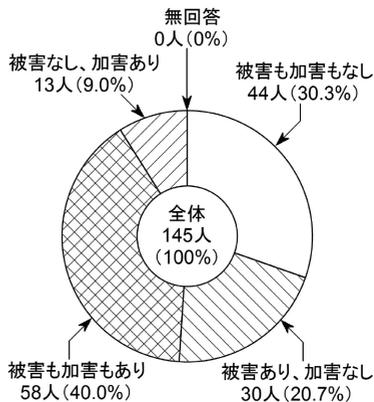


図22. いじめられた経験/いじめた経験

という結果であった。

「いじめ」と直接無関係でいられた（「被害も加害もなし」）学生は全体の3割に過ぎず、7割の学生がなんらかのいじめ経験（被害・加害）を有することになる。

すなわち、「いじめ」は、誰もが子ども時代に経験し得る、ごくありふれた現象であり、「いじめっ子＝強い子・乱暴な子・意地悪な子」、「いじめられっ子＝弱い子・おとなしい子・変わった子」、という伝統的パターンのみでは説明しきぬことになる。

一般に、いじめの特徴として、被害者が後に加害者となり、加害者が後に被害者になる、という「立場の入れ替わり」や「いじめの連鎖」があるといわれている。「いじめられた」ことも「いじめた」こともある（「被害も加害もある」）学生が4割を占めるという調査結果は、この説を裏付けるものといえよう。

### 被害児への精神的ケア

また、いじめの被害経験を有する学生のうち、4割弱がクラス替えや進学後にもいじめられており、その3分の1が3つの時代、10分の1が4つの時代で被害に合っている。

新しい環境で再度いじめられれば、人間不信、対人恐怖ばかりか、「どこでもいじめられるのは自分に価値がないからだ」との自己否定につながるおそれがある。いじめを繰り返し受けたり、深刻ないじめに合った子どもには、トラウマ（心的外傷）が二重にも三重にも深く刻まれ、深刻なPTSD（心的外傷後ストレス障害）がもたらされることになる。

精神科医の斎藤（2013）は、これを「いじめ後遺症」として、

典型的なのは対人恐怖タイプだ。いじめられた経験が傷となり、フラッシュバックで頭の中で再現され、人の輪に入っていけない。街を歩いていると、学生服の集団とすれ違おうと恐怖に駆られて隠れてしまう。そこまでのいかなくても不安を抱いたり、恐怖心を抱いたり。同世代と人間関係をつくりにくい特徴がある。同質な集団に押し込まれる学校の教室で生じたトラウマだ。病院で診察している実感として、いじめは、現代日本で最も多くの心的外傷後ストレス障害（PTSD）をもたらし温床だろう。

と述べ、成人して10年、20年を経てもその症状にさいなまれ、自殺に追い込まれるケースもあることを指摘する。

これまでは、被害児をいじめから保護すること、あるいはいじめの再発防止を以て、いじめ問題の最終的解決と見なされてきた。今後は、教育関係者や保護者のみならず、児童・生徒に対して、「いじめられる」という被害経験が（児童虐待や体罰と同様に）被害者に極めて深刻な後遺症をもたらす危険性があることを周知徹底すべきであろう。いじめ被害者が長期的に相談援助や精神的治療を受けられるサポート体制の構築が切に求められるものである。

### いじめ被害経験の特徴

学生のいじめ被害経験の特徴を簡潔にまとめると、(1)いじめられた時代…「小学校5・6年～中学生時代」（いわゆる思春期）に集中し、続いてその前後（「小学校3・4年」、「高校生」）の時代が多い、(2)いじめられた場面…「学校の休み時間」が最も多く、2位はその半数の回答で「部活動」である、(3)いじめの種類…コミュニケーションの嫌がらせ（仲間外れ・無視、暴言・中傷、悪口・噂など）が圧倒的多数を占め、少数だが身体的暴力、性的いじめ・嫌がらせ、犯罪強要、恐喝など犯罪性の高いいじめもある、(4)加害者（自分をいじめた人）の属性…8割が同じ学校に通う「同級生（同学年）」で、「クラスの同級生」が、「部活の同級生」の2倍以上多い、ということになる。

これらは、他の諸々のいじめ実態調査の結果とおおむね特徴が一致するものであり、いじめに共通する特徴、いじめが発生しやすい条件・環境として、取組・対策を講じる上で考慮すべきものである。

なお、「ネットいじめ」を回答した学生は6人であった。児童・生徒のほとんどがデジタルネイティブとなった現在、その数は相当増加しているものと推察され、今後も実態把握に努め、取組としての「ネットパトロール」の存り方を検証したい。

### クラスの同級生といじめ

前掲のいじめ経験の特徴のうち、とりわけ、加害者の大半が「クラスの同級生」であったことは、いじめ対策上重要な鍵と思われる。いじめは「一定の人間関係のある者」(\*3)による加害であり、閉鎖的社會にあつて、被害者がその環境から逃れにくい場合に生じるものである。小・中・高校時代というものは、学校生活の大半の時間を、クラス仲間(級友)という固定化された大人数の同一メンバーと行動を共にしなければならない。いつも一緒にいることによって、仲良くなることもあれば、当然トラブルになることもある。トラブルから喧嘩、さらに一方的に攻撃される力関係に変化した場合、いじめられっ子にとって、クラスは(そう簡単に逃れられない枠組みであることから)長時間ストレスにさらされ続ける苛酷な環境ということになる。

よくいじめられた場面に「授業中」を回答した学生も多く、教師がいるからといって油断はできないことがわかる(筆者も高校で授業をしていた時、一人の男子生徒の席を取り囲むように座る数人の生徒が、その男子を小突いたり、机の下で蹴ったり、嘲笑したりするいじめを目撃し、叱責してやめさせ、担任教師に報告した経験がある)。いじめられている子にとって、毎日何時間も同じ教室で同じ仲間と授業を受けることは苦痛以外の何ものでもなく授業に集中することなど到底できるものではない。席替えやグループ編制(集団学習や宿泊行事など)に当たって、教師はいじめを受けやすい子どもに十二分に配慮しなければならないが、それには日頃からクラス内のいじめを把握しておくことが前提となる。中学・高校では担任教師は担当教科の授業以外、教室外にすることが多いことから、他教師との連携を密にし、頻回にいじめの実態調査を実施することが必要となろう。

昨今話題となっている、中学・高校における教室内のヒエラルキー「スクールカースト」も、固定的なクラスの人間関係に起因するものであり、いじめとの関連が高いといわれている。場の空気を読んで素早く他者に協調する反応が求められる風潮は、集団のコミュニケーションが苦手な自閉

症スペクトラム障害の子どもに混乱をもたらし、いじめの標的となりがちである。いじめ対策としての特別支援教育の在り方が問われることとなる。

筆者は、過去に陰湿ないじめを経験した学生から、次のような話を聞いた「またいじめられるんじゃないかと戦々恐々としていたけど、大学に来てほっとしました。ここだと独りで行動することがあまり変じゃないので。人付き合いは苦手だから親しい友だちはいないけど、いじめられるよりずっとずっといいです。授業でいつも近くに座る人とはたまに話すこともあるし、それでいいと思っています。バイト先には友だちができました」。

大学や専門学校などの高等教育機関でもいじめは起こり得る（本調査では、高校卒業以降、いじめ被害を経験したと回答した学生は2人であった）が、小・中・高校と大きく違うのは、制度そのものに任意性・選択性が高く、人間関係において本人の自由意思が尊重され易いことである。加害者から遠避って行動することが比較的容易であり、いじめが長引いて深刻化する前に、収束してしまうことになる。

社会学者の内藤（2001）は、「(しかと・悪口・陰口・単なる悪意の表情やしぐさといった) コミュニケーション操作系のいじめに対しては、学級制度を廃止する」ことがいじめ問題解決に有効である、と提言する。

小・中・高校においても、クラス（学級）という決められた人間関係に縛られない、自由で選択性に富んだ新しい学校のしくみを再構築すべき時期にきているのではないだろうか。

### **犯罪性の高いいじめへの対応**

全体として少数ではあったが、暴力・犯罪に類するいじめを受けたと回答した学生も存在した（「身体的暴力」を受けた学生は18人、「性的いじめ・嫌がらせ」2人、「犯罪を強要される」2人、「恐喝される」1人）。

ある学生は、「小学校3～4年生」から「高校生」まで全ての時代にいじめを受けており、「叩かれる」、「殴られる」、「蹴られる」、「暴言・嘲笑」、「陰口・うわさ」、「犯罪を強要される」を複数回答した。そのいじめを「誰

にも相談しなかった」とし、その理由を「相談するのは恥ずかしいと思った」、「心配をかけたくなかった」、「適当な相談機関の存在を知らなかった」と複数回答した。本来、警察・司法が介入すべき悪質ないじめと推測されるが、誰にも相談せず数々の深刻ないじめに独りで耐えた、その苦痛は想像を絶するものがある。

本調査において、学生全体の4分の3が、悪質ないじめ加害者への「出席停止」制度の適用、および暴力発生時の「警察への通報」を支持した。学生の多くが、現代のいじめは相当深刻なものとして危機的に捉え、学校の加害児への対応は不十分である、との意識を抱いていることがわかる。現在、小・中・高校に通っている児童・生徒は、日々いじめの現実さらされていることから、彼らの危機感は、本学生のそれを確実に上回る、相当差し迫ったものであるに違いない。

学校がいじめに対して曖昧な対応に終始すれば、加害児のいじめ行為はエスカレートする一方である。耐え切れなくなった被害児が不登校・転校に追い込まれるも、その後別のターゲットを探して同じことを繰り返す。周囲の子どもは、加害児たちが何の咎めも受けないことを目の当たりにし、次の被害者になりたくないがため、いじめ側にいるのが安全であることを学習するであろう。

学校には、児童・生徒の生命と身体の安全を守り、子どもたちが安心して学べる環境を確保する責務が課せられている。いじめを行う子どもに対しては、毅然とした態度で根気強く指導すべきであり、それでもなお悪質ないじめをはたらく場合には、断固たる対応を講じる必要がある。一般に、重大ないじめ事件であるほど、加害者側（本人やその保護者）はいじめの事実を認めない（「いじめ」とは思っておらず、遊び、からかい、喧嘩である等、主張する）傾向がある。学校は犯罪の聖域ではないのであって、一般社会同様、「いじめ・暴力は決して許されない」という明確な態度を示さねばならない。さもなくば、本人は「支配－被支配」というゆがんだ人間関係の認知を改めることなく成人してしまう。「教育的配慮」と称してお茶

を濁すことは、加害児が更生するチャンスを逸することにはかならず、本人にとって不幸なことである。

悪質ないじめや暴力を繰り返す子どもは、過去に被害経験(いじめ被害や被虐待)を有することが多く、自分より弱い相手を攻撃することで、いじめられていたみじめで弱い過去の自分を無意識に書き換えている場合もある。あるいは、「なぜ自分がいじめられた時、助けてくれなかったのか」という大人への強烈な不信感を抱いていることもある。また、一見普通に見えながら内面に強いストレス(親の愛情不足や学力不信など)を抱えていることも知られている。どのようにしていじめをするに至ったか、その背景をふまえ、根気強く愛情を持って専門的指導・援助を施すことが、(その家庭への支援を含め)立ち直りに不可欠である。そのしくみは未整備であり、今後の重い課題である。

どんな悪質ないじめも、初期はいたずら・からかいが高じたり、ちょっとした仲違いから無視をする、という軽度なものである。いじめの兆候を敏感にキャッチして、すぐ教師や親が「何しているの」と声をかければ、加害児も行為を素直に認めやすい。「そういうのは『いじめ』っていうの。良くないことだから、もうしないって約束してね」など、やさしく諭すように教えるだけで解決に至ることが多い。一方、被害児は、「元気ないけど、大丈夫？」と声をかけられることにより、大人に見守られていると実感する。次にいじめられ、その大人を頼って相談できる、と安心するだろう。発見が遅れたり、見て見ぬふりをする事なく、早期発見・早期指導の徹底に努めることが、いじめを深刻化させない最善の方法であることはいままでもない。

### いじめの実態を把握するために

本調査の結果も示すように、いじめの多くは大人に隠れて行われ、いじめられている子は誰にも相談しないケースが少なくない。すなわち、子どものいじめは、親や教師が全く知らないところで、実際には相当頻繁に起

こっているのである。

学校内のいじめ実態把握の取組みである、児童・生徒への「アンケート調査」、「個人面接調査」、「目安箱の設置」について、学生の意識の特徴・傾向を、以下の3点にまとめた。

- (1) 学校でも第三者機関でも、信頼感がなければ、真相を伝えられない
- (2) 他の児童・生徒の反応に、過剰なまでの気遣いを強いられている
- (3) 調査の方法は、各学生間で考え方（苦手意識・好み等）が異なる

このうち最も重要なのは、(1)対調査実施者への信頼感である。学校・教師への信頼感がなければ、児童・生徒は事実を告げることができず、実態調査は意味を為さないことを、学生の回答は如実に物語る。また、学校・教師のいじめ対応技術への不信・不満および調査を実施する環境への無配慮も、調査の障害となることを示すものとなった。教師が常日頃から児童・生徒との信頼関係を築くべきことは言うまでもないが、いじめ事件が疑われる際は、学校・教師が一丸となって、「何としてもみんなでいじめを解決しよう」という強い意志と態度をはっきり子どもたちに伝え、調査への協力を真剣に求めることが肝要となる。第三者機関に関しても同様であるが、態度への反発や能力への不満ではなく、面識不足・認識不足に由来する不安・不信が問題であったことから、調査に当たっては、その独立性・第三者性・専門性の利点を、子どもにわかりやすく説明するとともに、いじめ解決への協力者・援助者であることを、一人一人に十分理解してもらうことが重要であるとわかった。

(2)の特徴は、現代の子ども社会の風潮をそのまま反映するものである。「アンケートにたくさん記入している所を見られたらその子自身に危険が…」、「(アンケートは)一人一人個室でやらせる」、「面接時間が一定なら覆面になりそうではある」、「(目安箱に意見を)入れる所を見られたりしたら、よけい大変なことになりそう」等にみられる学生の回答は、児童・生

徒が、常に周囲の他児から自分がどう思われるか、という集団内評価に翻弄され、自主性や個性が封印され、大勢への同調を余儀なくされていることを顕著に示している。アンケートや面接などの調査を実施するのは、世代の異なる大人であり、子どもたちの切実たる警戒心・恐怖心に共感することが難しい。したがって、「どうしたら子どもたちは、本当のことを伝え易いか」という子ども目線に立って、広く案を募り（例：いじめに関する授業で子どもたちに話し合ってもらい、個人ノートに書いてもらい、目安箱で意見を募集する、保護者から意見を募る、教員間で話し合う、先進校を参考にする、等）、細心の配慮をした上で調査を実施すべきと考える。

(3)については、アンケート（記名法・無記名法）、一対一面接（一対一対話方式）、目安箱（投書方式）、それぞれにおいて、ある傾向はあるものの（アンケートは「記名」より「無記名」を有効とする回答が多数を占める、等）学生間で意識に差が見られた。教師との一対一の面接をすることが大切だと考える学生は多いが、面と向かって話すことにストレスを感じる学生もいた。教師には話せないが第三者機関には話せるという学生もいれば、知らない人（第三者機関）は信用できない、という学生もいた。また、目安箱は意味がないと考える学生がいる一方、誰もがいつでも相談できることを評価する学生もいた。

これらのことから、いじめの実態を把握するには、（うちの学校は「アンケートを実施しているから大丈夫」という）単一の方法に頼るのではなく、複数の多様な方法を頻回に用いる方が、より多くの子どもからより真実に迫る声を拾い上げることができる、ということもわかった。

最後に、学生の意識や提案を元に、子どもに配慮したいじめ実態把握の取組モデルを、一例として作成した。

## いじめ実態把握への取組モデル（学生アンケートを参考に）

- (1)アンケート調査を定期的に（少なくとも1学期1度、いじめが疑われる場合は即時）実施する（①クラスを2～3班に分け、座席を十分離して着席させ、他児童・生徒から記入の様子を見えづらくする、②選択回答式、○×式など、記入法を簡便化し、回答し易くする、③記名・無記名は任意とする、④記入時間は全員一定とする。⑤記入後は、各自が用紙を中折りし、自分でその場の回収ボックスに投函する）、
- (2)アンケート・相談・報告などで、いじめが疑われる可能性がある場合、全員に個人面接を実施する（①『「クラスの中にいじめがあるかもしれない」と心配する報告がありました」など、回答者や報告者が個人を特定できない形で子どもたちに伝え、問題解決のための協力を求める、②面接時間を一定にする、③話し足りない場合、他児のいない時間・場所〔放課後や家庭など〕で、別途面接する）
- (3)随時、「いじめ目安箱」にいじめに関する相談・情報・意見を寄せてほしい、と協力を依頼する（①記名・匿名どちらでもよいとする、②毎週木曜日など回収頻度を伝える、③校内に複数箇所設置し、校外の協力機関（公民館など）にも設置していることを伝える、④回収は、教職員・生徒会役員・保護者など、各代表立ち合いの下、厳正に行うことを伝える）
- (4)スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭に相談できることを伝える（①希望者は〔保護者も〕、教職員に申し込む他、相談室前に設置する予約ボックスに直接申し込めることを伝える、②いじめで悩んでいる子どもは、被害者・加害者にかかわらず、優先的に援助が受けられることを伝える）
- (5)調査が難航するケースや、悪質ないじめ事件に関しては、第三者委員会を立ち上げ、同様の配慮に基づく調査を実施する
- (6)いつでも全教職員が相談に応じること、上記以外の誰にでも、どこにでも（家族、校内パトロール隊、教育委員会〔24時間いじめ電話ダイヤル〕、児童相談所、弁護士、法務局〔子どもの人権110番〕、児童委員、警察〔少年相談窓口〕、その他のいじめ電話相談〔いのちの電話、チャイルドラインなど〕など）相談できることを常日頃から周知し、相談・情報提供を呼びかける。
- (7)学校および第三者委員会は、いじめの相談をしたり、調査に協力した子どもの秘密を守り、安全を確保することを約束する
- (8)上記の内容を、保護者にも通知し、子どもたちのことで変わったことや気になることがあれば、気軽に相談するよう、協力を依頼する
- (9)学校・保護者代表・児童会・生徒会が一致団結してリーダーシップを発揮し、「いじめをなくそう」等の学校宣言を行い、全校児童・生徒、全保護者、地域に、見守りと情報提供の協力を要請する。
- (10)学校および保護者・児童生徒の各代表が、上記取組による成果を定期的に検証し、全校児童生徒・全保護者に伝え、意見・改善策を募る。

## 〇おわりに

学生アンケートにおいては、いじめ問題をめぐる学校や教師の「事なかれ主義」、いじめ対応技術への批判・不信感を示す回答が随所に見られた。

一方、面接など教師と1対1で対話することを支持した学生が少なくなかったことは大変興味深い。本来、教師は、学校内の最も身近な指導者・援助者であり、「信頼できる先生とならもっと話をしたい、頼りにしたい」と、ほとんどの子どもが望んでいるに違いない。そして、ほとんどの教師が、児童・生徒と一人一人じっくり会話し、それぞれの悩みに寄り添い、きめ細やかな援助をしたいと願っているはずである。

しかしながら、昨今「教員の多忙化」(\*9)によって、以前にも増して、教師が子どもと接する時間を確保することが難しくなっている現実がある。多忙化の背景には、①脱ゆとり教育、②書類作成量の増加、③頻回な職員会議、④難しい保護者への対応、⑤各種研修の増加、等があるといわれ、通常業務(授業、教材研究、部活動の指導、学校行事運営、生徒指導、等)に支障をきたすほどの膨大な仕事を抱え、教員は忙殺されている。心身の疲弊から休職・退職に追い込まれる教員が急増、それによって他教員の仕事量がさらに増加するという悪循環が生じているのである。また、(いじめ取組みにおいて指導的役割を期待される)有能で教育熱心な教員ほど、責任の重い数多くの仕事を任されることになり、多忙を極めてしまう、という由々しき事態となっている。

少人数学級の実現や、複数担任制の導入、学校・教職員評価制度の見直しとともに、学校と、福祉・心理・医療・司法・警察、各分野との連携を深め、地域による児童・生徒の見守りと協力の輪を拓くことが、切実に求められるものである。

ひるがえって、学校・教師がいじめを解決した、未然に防いだという例は社会的関心となりにくい。本調査でも、教師への相談によっていじめが解決したとの回答が得られており、成果を上げている学校・教師の先進例については、今後の研究課題としたい。

## ○謝辞

本調査にご協力下さいました学生の皆様に心からの感謝を捧げます。

## ○引用資料・主要参考文献

- ・NHK (2013)「クローズアップ現代—転機の犯罪捜査—」2013年3月4日放送
- ・NHK (2012)「ハートネットTVカキコミ! 深層リサーチ『揺れる学校〜親と先生〜』(2) 2012年10月17日放送
- ・警視庁 (2013)「平成24年度けいしちょう安全安心モニター制度—第2回アンケート調査結果—」, 調査実施期間は平成24年10月17-26日, インターネットを利用したアンケート調査
- ・斎藤環 (2013)「斎藤環さんに聞く『治癒できる [いじめ後遺症]』朝日新聞, 2013年1月21日版
- ・内藤朝雄 (2001), 「いじめの社会理論—その生態学的秩序の生成と解体—」(柏書房)
- ・森口朗 (2007), 第2章スクールカーストで「いじめ」を把握する「いじめの構造」(新潮社)
- ・森田洋司 (1998), スミス, P・K他編集, 森田洋司・総監修/監訳, 「世界のいじめ—各国の現状と取り組み—」, 金子書房, p.ii
- ・文部科学省 (2012)「平成23年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」p.47.

## ○注釈

- (※1) 本調査実施後、学生が執筆したいじめをテーマとするレポート。「個人を特定できる形で公表しない」とした上で記名で提出してもらった。なお、本稿は、主として無記名のアンケート調査の結果をもとに報告・分析したものである。
- (※2) 本調査で学生から得られた自由回答式の記述は、全件、原文のままノーカットで掲載した。固有名詞その他、個人や団体を特定できる情報は一切含まれていなかった。
- (※3) 文部科学省の「いじめの定義」。平成18年度間の同省による調査「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」以降、現行の定義に改定された。
- (※4) 文部科学省「平成23年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」によれば、23年度に全国の学校（国公私立の小中高校と特別支援学校）のいじめの態様（種類）は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が65.9%（1位）、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」22.3%（2位）、「仲間外れ、集団による無視をされる」が19.7%（3位）であった（複数回答）。
- (※5) 文部科学省「平成23年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」によれば、23年度に全国の学校（国公私立の小中高校と特別支援学校）が認知したいじめ件数は約7万件（70,231件）で、子ども1千人あたりわずか5.0件という結果であった。その後、同省が大津のいじめ事件を受け実施した「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に関する緊急調査」では、平成24年4月から5～6か月間に約14.4万件で、わずか半年で前年1年分

の認知件数を超えたことがわかった（都道府県別ではかなりの開きがある）。それでもなお、本調査では全体の7割の学生がいじめ経験を回答していることを考えると、学校のいじめ把握は実態と大きくかけはなれていることがわかる。

- (＊6) スクールカウンセラーにいじめを相談した学生はいなかった（いじめられた学生への質問で、「相談機関」に相談したと回答したのは0人だったことから、ほとんどの学生の児童・生徒時代において、現在よりさらにスクールカウンセラーに気軽に相談できる機会が限られていたと思われる。
- (＊7) 文部科学省の調査「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」によれば、スクールカウンセラーを派遣前（平成13年度）と派遣後（平成16年度）を比較したところ、派遣後はいじめ発生件数の減少率が21.4%であり、全国（公立）におけるいじめ発生件数の減少率を6.6%上回るものであった。
- (＊8) ここでの「出席停止」は、「学校教育法」第35条に規定された制度である。いじめ行為に関しての具体的内容はおおむねその第一項が相当する。制度の活用については、出席停止は懲戒行為でなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置である、とする。

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。①他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為、②職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為、③施設又は設備を損壊する行為、④授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 2. 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。 3. 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。 4. 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

平成25年（2013年）2月26日、政府の教育再生実行会議（座長＝鎌田薫・早大総長）は、いじめと体罰問題に関する5項目の提言をまとめ、その中に「いじめる子への出席停止措置を含む指導強化」を掲げた。

なお、2012年9月東京都品川区の教育委員会は、いじめの加害者を出席停止にする制度の運用開始について、具体的手続きを記した手引き書を作成、区立・小・学校教員に配布・説明した。また、同年10月大阪市の教育委員会は、いじめ加害者への出席停止措置の積極的適用において、校外の適応指導教室の措置を検討することを発表した。

- (＊9) 2013年1月31日、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会は、調査報告書を発表、学校のいじめ対応の問題点の一つとして「教員の多忙」を指摘した。  
<http://www.city.otsu.shiga.jp/www/contents/1359682792674/index.html>